

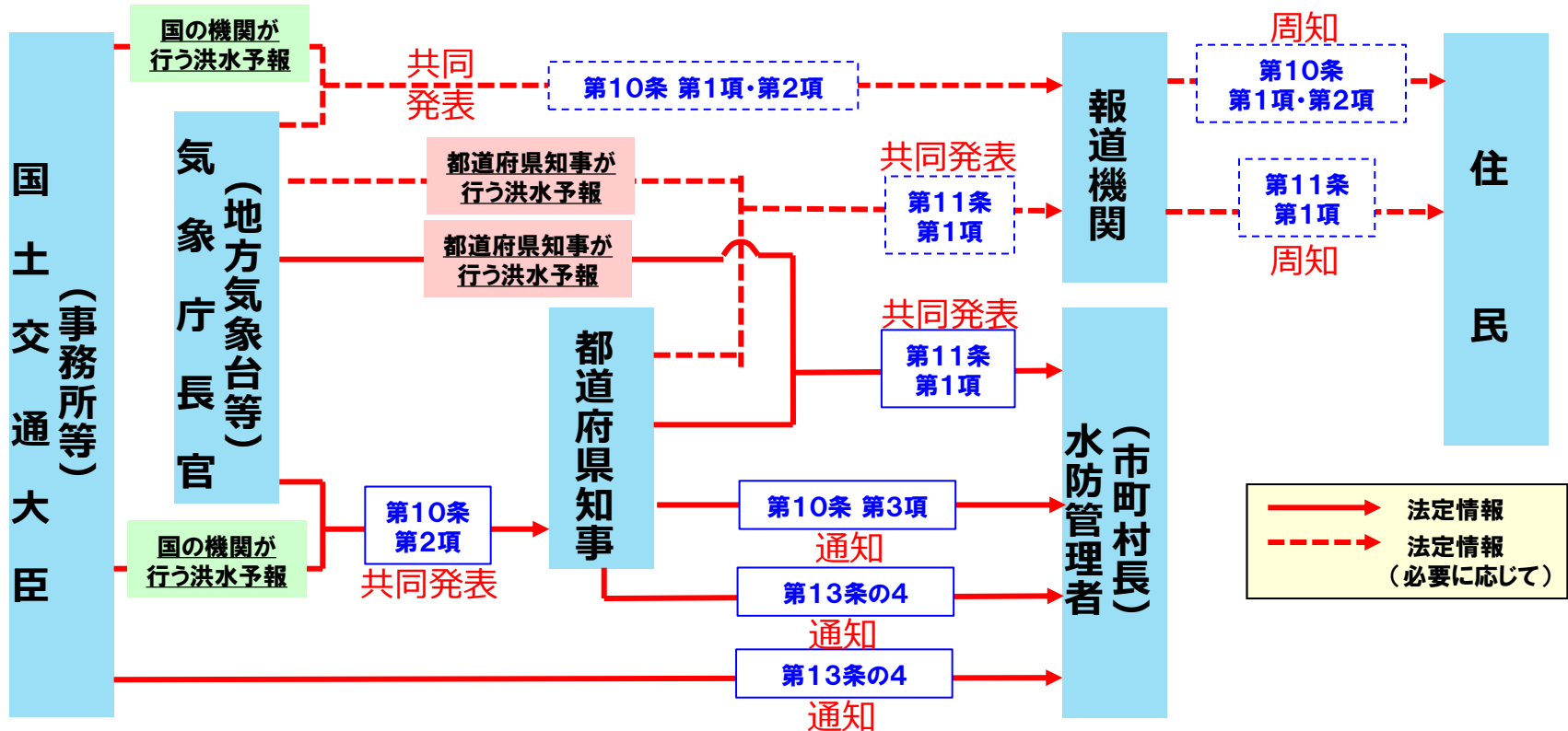
洪水予報河川(第10条、第11条)

(国の機関が行う洪水予報等)

- 第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を、はん濫した後は水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。
- 第11条 都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(関係市町村長への通知)

第13条の4 第10条第2項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

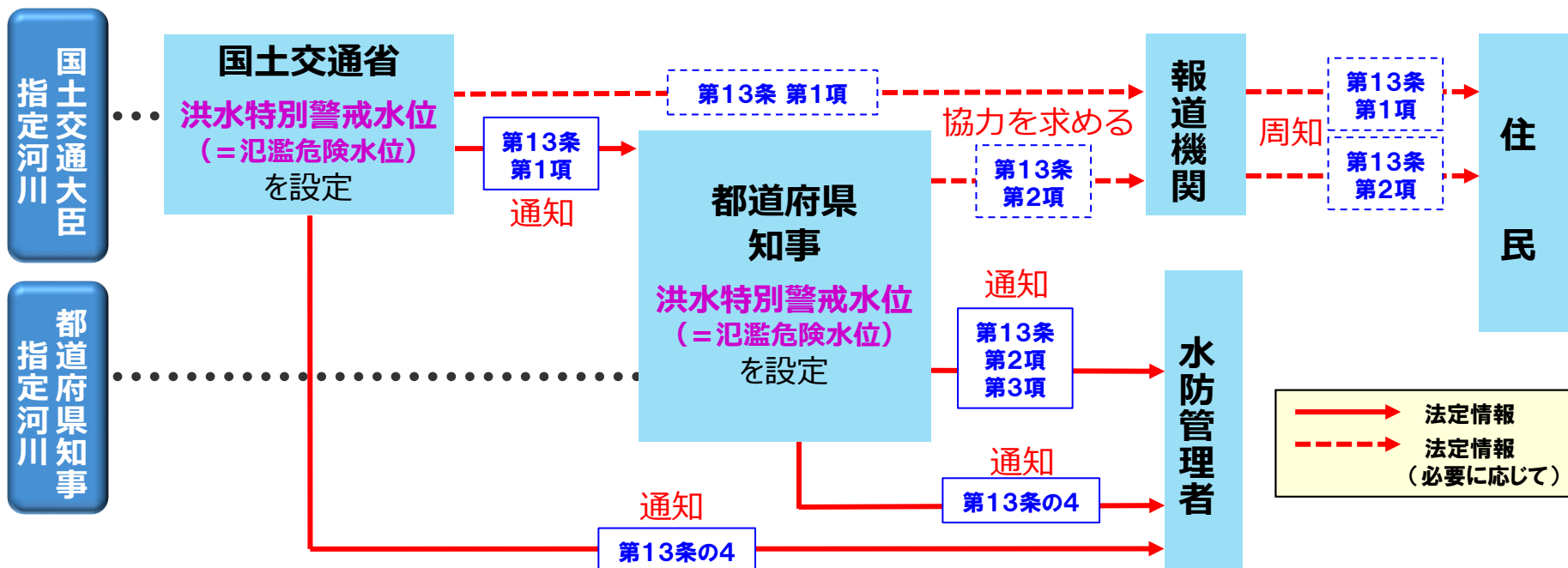


(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

- 第13条 **国土交通大臣**は、第10条第2項 (= 洪水予報) の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して**関係都道府県知事に通知**するとともに、必要に応じ**報道機関の協力**を求めて、これを**一般に周知**させなければならない。
- 2 **都道府県知事**は、第10条第2項又は第11条第1項 (= 洪水予報) の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める**水防管理者及び量水標管理者に通知**するとともに、必要に応じ**報道機関の協力**を求めて、これを**一般に周知**させなければならない。
- 3 **都道府県知事**は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める**水防管理者及び量水標管理者に**、その受けた通知に係る事項を**通知**しなければならない。

(関係市町村長への通知)

第13条の4 第10条第2項の規定により通知をした**国土交通大臣**又は第11条第1項の規定により通知をした**都道府県知事**は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、**関係市町村の長**にその通知に係る事項を**通知**しなければならない。



(水防警報)

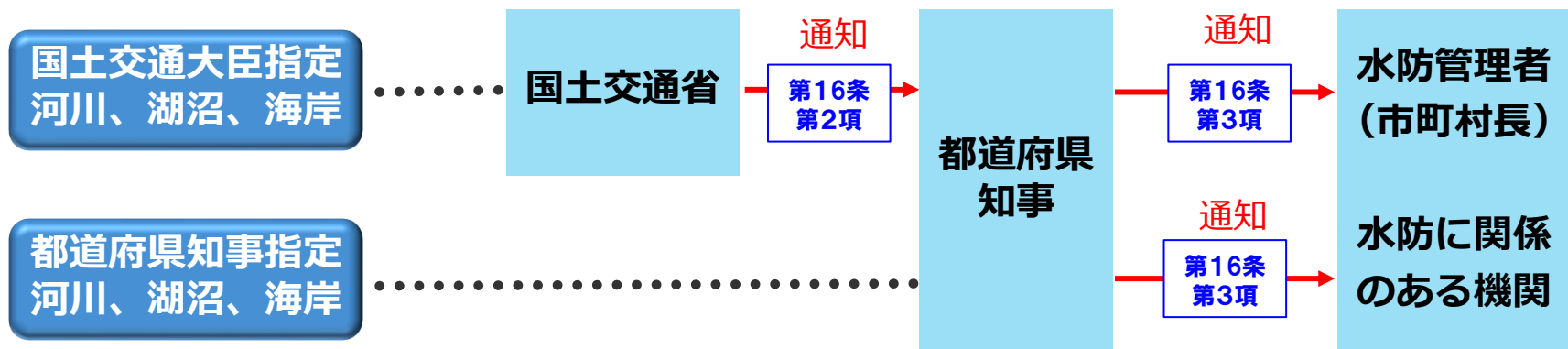
- 第16条 **国土交通大臣は**、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて**指定した河川、湖沼又は海岸について**、**都道府県知事は**、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の**河川、湖沼又は海岸で**洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて**指定したものについて**、**水防警報**をしなければならない。
- 2 **国土交通大臣は**、前項の規定により**水防警報をしたとき**は、直ちにその警報事項を**関係都道府県知事に通知**しなければならない。
- 3 **都道府県知事は**、第1項の規定により**水防警報をしたとき**、又は前項の規定により**通知を受けたとき**は、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を**関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知**しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

水防警報

・・・洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表 (第2条第8項)

水防管理団体の水防活動に指針を与えることが本質であり、必ずしも一般に周知する義務はない。

- 水防警報の一例 (河川) ・・・待機、準備、出動、警戒、解除



洪水予報河川・水位周知河川の指定状況（令和8年3月末時点）

（令和8年3月末時点）

	洪水予報河川（※1）	水位周知河川（※2）
国管理 河川	109水系 299河川	63水系 149河川
都道府県 管理河川	68水系 142河川	640水系 1,660河川
合 計	441河川	1,809河川

国民経済上重大な損害又は相当な損害を生じるおそれのある河川のうち、

（※1）洪水予報河川：水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川

（※2）水位周知河川：洪水予報河川以外の河川のうち、流域面積が小さく、洪水予報を行う時間的余裕がない河川で、特別警戒水位（氾濫危険水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川